

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のために、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要な課題としています。

この課題を実現するために、当社グループは、株主やお客様をはじめ、当社に係るすべてのステークホルダーの立場を尊重し良好な関係を構築するとともに、以下の当社グループ「経営理念」及び、それを具体化した「行動基準」を定めております。

「経営理念」

私達の使命は、進化させた有意なサービス・商品を常に考案し、

そして全世界の人々に提供し続けることによって、

豊かな余暇生活の実現と

希望に溢れた平和な世界の構築に貢献することである。

「行動基準」

1. 創業の精神
2. お客様第一主義
3. 新しいサービスの創造
4. おもてなしの心の研磨
5. 先義後利の精神
6. 公明正大
7. コンプライアンス
8. 地球環境保全意識の堅持
9. 自ら成長する人材
10. 豊かな機会

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新]

【補充原則1－2－4 株主総会における権利行使】

当社は、決算短信の英訳を実施しておりますが、業務・効率面から議決権行使の電子化や招集通知の英訳については実施しておりません。今後、株主構成比率の変化に留意し、必要に応じた環境整備を継続的に検討してまいります。

【補充原則4－1－2 取締役会の役割・責務(1)】

中期経営計画に關しましては、その策定方針・内容および進捗状況を取締役会で確認、共有しておりますが、具体的な内容については、事業を取り巻く環境変化が大きく、臨機応変の計画変更が必要となることから、現在公表しておりません。今後の事業環境の変化等も踏まえながら、中期経営計画の開示につき検討してまいります。

【補充原則4－1－3 取締役会の役割・責務(1)】

最高経営責任者等の後継者の計画について、取締役会として特段の監督は実施しておりませんが、取締役会等で経営方針や具体的な経営戦略についての議論を重ねつつ、総合的な観点から最高経営責任者等の後継者を選任していくことといたします。

【補充原則4－10－1 任意の仕組みの活用】

当社は監査等委員会設置会社であります、平成28年12月1日付で任意の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置いたしました。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、保有しないことを基本方針とします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主との重要な取引(関連当事者間の取引)については、取締役会の決議事項と定めております。また、決算期ごとに、取締役及び主要株主に対して、関連当事者間の取引の有無につき確認書の提出を義務づけております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略は、WEBサイト(<http://www.koshidakaholdings.co.jp/>)、会社案内にて開示しております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスコードに関する基本方針については、本報告書のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方方に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、経営の効率性および透明性を向上させ、業績との連動を図れる報酬体系としております。

取締役の報酬は、平成27年11月26日開催の第46回定期株主総会においてその総額を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額500百万円以内、監査等委員である取締役は年額400百万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、取締役会規程に定める基準に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。なお、報酬基準につきましては、取締役会において決定することとしておりますが、当社は、社外取締役で構成する監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、複数の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、透明性・公正性は確保されているものと判断しております。その報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献を加味した、固定報酬となっておりますが、会社業績等に応じて毎年見直しを行うこととしております。

監査等委員である取締役

各監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4)取締役の選任、指名

当社の取締役・監査等委員候補の指名に関しては、適材適所の観点より総合的に検討しております。

選任及び指名の手続としては、上記方針に従い検討のうえ原案を作成し、取締役会で決議しております。

なお、監査等委員である取締役候補の指名については、上記に加え、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議しております。

(5)取締役の選任・指名についての説明

社外取締役候補については、個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。

【補充原則4－1－1 取締役の委任の範囲】

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定め、開示しております。なお、当社は、取締役の担当制を導入するとともに、迅速かつ的確な経営及び執行判断を補佐するため、業務執行を担当する執行役員を選任しております。また、職務権限規程において、取締役及び執行役員が執行できる範囲を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員である取締役について、3名中3名を独立社外取締役として選任しております。
社外取締役独自の外的な視点から、取締役会を通じて積極的な提案を述べるなど経営陣等と頻繁に意見交換を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社においては、金融商品取引所が定める独立性基準を独立性の判断基準としております。また、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しており、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員に指定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、経営の効率性および透明性を向上させ、株主価値の増大を図るため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を以下のとおりとしております。

取締役会は、定款上の員数である取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名以内および監査等委員である取締役4名以内とし、当社グループの事業に関する深い知識を備えるとともに、企業経営、財務戦略、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見および専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成といたします。当社は、監査等委員会をおく「監査等委員会設置会社」であり、かつ、3名の独立社外取締役を取締役会の構成メンバーとしており、公正性・透明性は確保されていると判断しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役の主な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、全取締役に対して、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、求められる役割・責務を適切に果たすため、各種研修等に積極的に参加させる方針であります。

中でもコンプライアンスに関しては、その重要性に鑑み、全取締役を対象に毎年コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス経営を推進しております。

また、新任取締役に対しては、新任取締役向けの外部セミナー等を受講させ、期待される役割・責務を適切に果たすための理解を深めさせることを方針としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

(基本的な考え方)

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社への理解を促進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(担当部門)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、IR担当部門が対応することとしております。また、株主の対話(面談)の目的等を確認したうえで、必要に応じて、IR部門を担当する役員等の経営陣幹部が面談に臨むことといたします。

(個別面談以外の対話の手段)

当社は、決算説明会等を通じて、取締役による定期的な情報発信を行ってまいります。

(インサイダー情報の漏えい防止)

当社は、インサイダー情報の管理については、社内規程である「内部情報管理及び内部者取引防止規程」に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨウザン	5,332,000	27.77
腰高 博	2,310,000	12.03
株式会社アイエムオー	1,366,000	7.11
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	637,080	3.32
腰高 修	554,000	2.89
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	435,500	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	433,700	2.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	403,400	2.10
JP MORGAN CHASE BANK 385632	322,100	1.68
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINS IC OPPORTUNITIES FUND	300,000	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無

腰高博

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引

の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。
さらに、必要に応じて、外部専門家の意見を求めることが等により、少数株主の保護を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
西 智彦	他の会社の出身者										
寺石 雅英	学者										
森内 茂之	公認会計士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 智彦	○	○	—	客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤社外取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。 独立役員選任の理由は、大手証券会社の企業部長・支店長を歴任しており豊富な経験を有しており、また、独立役員の独立性に関する判断基準である上場会社との関係事由に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれないと判断しております。
寺石 雅英	○	○	—	大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員である取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。
森内 茂之	○	○	—	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員である取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)

監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、専任スタッフ4名の人員で構成する代表取締役社長直轄の内部統制室を設置しております。内部統制室は事業年度初頭に年間の内部監査計画を作成し、その計画に基づき、グループ各社の業務が各社の定める社内規程等またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、全部門を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。また、内部監査結果については監査等委員である取締役にも定期的に報告されております。

当社の監査等委員である取締役は当社の取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、グループ各社の取締役会その他重要な会議にも適宜参加し、重要な経営の意思決定及び業務執行に係る各種社内報告及び稟議の内容調査を行うとともに、グループ各社の営業店舗への実査などを通じて、取締役による業務執行を多面的に監査しております。

また、監査等委員である取締役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けると共に、質疑応答・意見交換など定期的な打合せを行い、相互連携を図っております。更に、内部統制室と、相互に連携を図りながら各種監査を実施しております。

なお、監査等委員である取締役の森内茂之は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	--------------------

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の任期は1年であり、定時株主総会において取締役報酬の総額を定め、各取締役の報酬はこの範囲内で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況	個別報酬の開示はしていない
----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2016年8月期における報酬額は以下のとおりです。

社内取締役 217,980千円

社外取締役 15,750千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成27年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)と決議いただき、監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。各取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬については取締役会において決定しております。各監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、内部統制室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループのガバナンス体制は、事業子会社が事業執行機能を担い事業推進に専心する一方で、持株会社である当社の取締役会がグループ全体の経営・監督機能を担うという経営体制を採用しております。

当社の取締役会は取締役8名で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。当社グループの経営方針、経営企画、年度予算その他グループ各社の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他グループ会社からの重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)はグループ各社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、取締役会の開催場所と開催日を極力合わせて、適確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年に定めております。

当社の監査等委員である取締役は3名全員が社外取締役であり、常勤社外取締役が1名、非常勤社外取締役が2名となっており、全員で監査等委員会を構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスコードによって求められている独立社外取締役の選任と合わせ、監査等委員会設置会社へ移行することは当社取締役会の監督機能を一層強化し意思決定の迅速化に資すると判断し現在の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	8月を決算期としております。
その他	株主総会において当社の事業紹介映像を上映いたしました。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今年度は10月、2月、3月、5月、6月の5回個人投資家説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期、通期)のアナリスト向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	企業業績をはじめ営業関連情報を開示する等、タイムリー・ディスクロージャーに向けて積極的に取り組んでまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示体制につきましては、上場会社として経営の最重要項目の一つと考え、経理部が中心となって企業内容開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
その他	<女性管理職の登用状況に向けた取組みについて> コシダカグループは、カラオケ事業、カーブス事業、温浴事業から構成され総合余暇サービス提供企業として運営しております。その中で、お客様により良いサービスを提供するためには、女性の発想・アイデアが不可欠であるため、主要なポジションに女性の活用を進めております。各事業の女性社員はカラオケ事業では、女性店長約25名、スタッフ店長約50名、マネージャー職1名、カーブス事業では、マネージャー以上の役職員が約30名、温浴事業では、若干名活躍しております。女性管理職登用目標については定めておりませんが、性別の差別のない公平な評価制度により女性管理職の割合が高まっています。 <その他> 社員独立制度におきましても男女の区別なく独立を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針(平成27年11月26日改定)

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。

(2)内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役及び監査役に報告する。

(3)内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに勝写できる状態を維持する。

(3)取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

3.損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループ経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置を取り、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。

(2)当社グループのリスク管理の所管部門は「グループ総務部」とし、各グループ会社がリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1)当社は経営上の意思の決定を業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。

(2)各グループ会社は定期的な取締役会、経営会議等の開催とともに、必要に応じて議論と審議を行い、取締役会での決定を受けるものとする。

5.当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の会社への報告に関する体制

(1)当社は各グループ会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各自に与えられた職責に従って、グループ各社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、取締役会に報告する。

ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)各グループ会社は「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置を取り、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である「グループ総務部」に報告する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1)当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず各グループ会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針・行動規範を明確にする。

二. 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)グループ各社の管理は「経営企画室」が担当し、各グループ会社の業務執行の状況等を当社に報告するとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社「内部統制室」は関連規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

6.監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合におけるその使用者に関する事項および当該使用者の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。

(2)監査等委員会の職務を補助すべき使用者を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用者の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の意見を尊重する。

ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用者が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会への報告に関する体制

(1)役職員は、職務の執行に関する法令違反または定款違反、不正事実の発見または当社ならびにグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。

また内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

ハ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

(1)グループ会社役職員およびこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況および経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。

二. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社は監査等委員会に報告した当社グループ役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

(1)監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

(2)監査等委員は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、または会計監査人、グループ各社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

7.財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

8.反社会的勢力排除に向けた体制

(1)反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに關わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。

(2)顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、その関与を許さず、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨みます。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方並びに具体的な対応方法を、グループ各社の各種社内会議及び社内研修の場において、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

Vその他

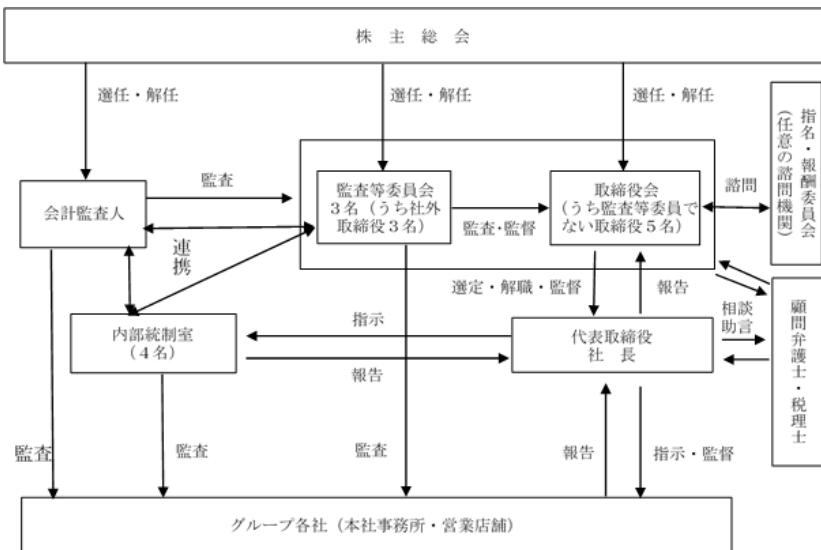
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

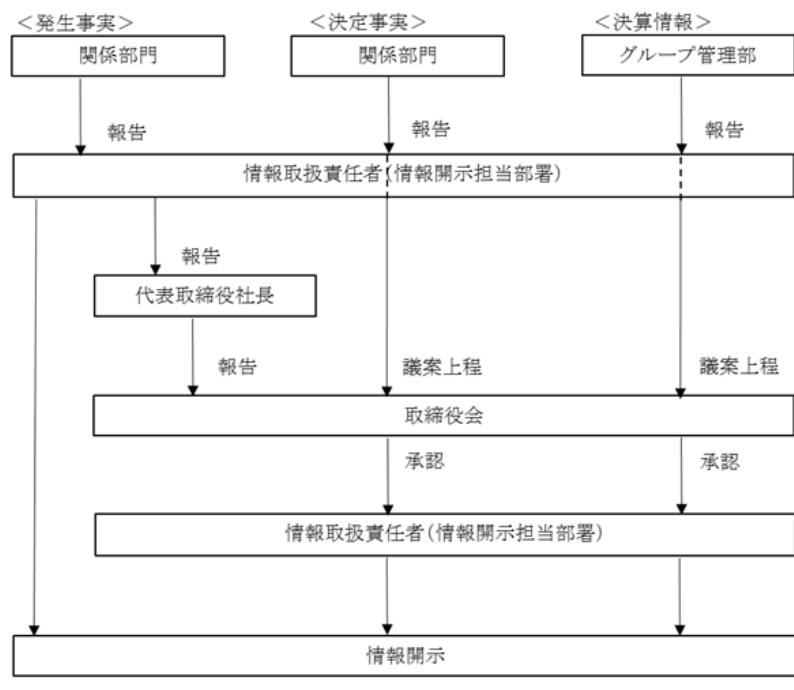
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)



【適時開示体制の概要(模式図)】



TDnet、当社ホームページにて開示